

四日市市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第 8 号

四日市市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市少年自然の家条例施行規則（昭和 6 2 年四日市市教委規則第 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

使 用
四日市市少年自然の家 許可書
使用変更

年 月 日

（使用者）団体名

四日市市少年自然の家 指定管理者

所在地

代表者

電 話

使 用
四日市市少年自然の家 を次のとおり許可します。
使用変更

使用目的											
使用期間		月 日（ ）時から 月 日（ ）時まで〔泊 日・日帰り〕									
使用者数	区分	小学生以下	中学生	高校生	その他	合計	使用施設	☐ 宿泊室（本館・分館） ☐ 総合研修館（体育館） ☐ 研修室 ☐ 創作室 ☐ 講義室 ☐ 会議室 ☐ 大広間 ☐ キャンプ場 ☐ その他（ ）			
	男										
	女										
	計										
利用料金	宿泊室	円	会議室	円	冷暖房料	宿泊室	円				
	総合研修館	円	大広間	円		その他	円				
	研修室	円	キャンプ場	円							
	創作室	円	野外炊事用具	円							
	講義室	円	寝具料	円	合計	円					
変更後の使用者数	区分	小学生以下	中学生	高校生	その他	合計	使用施設	☐ 宿泊室（本館・分館） ☐ 総合研修館（体育館） ☐ 研修室 ☐ 創作室 ☐ 講義室 ☐ 会議室 ☐ 大広間 ☐ キャンプ場 ☐ その他（ ）			
	男										
	女										
	計										

変更後の 利用料金	宿 泊 室	円	会 議 室	円	冷使 暖用 房料	宿泊室	円
	総合研修館	円	大 広 間	円		その他	円
	研 修 室	円	キャンプ場	円			
	創 作 室	円	野外炊事用具	円			
	講 義 室	円	寝 具 料	円	合 計	円	
使 用 責 任 者	□申請者と同じ				利用料金の支払い方法		
	氏名 住所 電話				□現 金 □口座振込		

- 備考 1 研修活動計画、利用者名簿等必要書類は添付又は早期に提出してください。
- 2 使用に際しては、この許可書を係員に提示し、日程、活動場所等の確認を行ってください。
- 3 四日市市少年自然の家条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- 4 使用後は、設備等を原状に復し、係員の点検を受けてください。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第11条関係）

四日市市少年自然の家利用料金還付申請書 年 月 日 四日市市少年自然の家 指定管理者 住 所 氏 名 (電話 局 番)				
還 付 申 請 の 理 由				
許 可 番 号	使 用 許 可 の 内 容		納 付 し た 利 用 料 金	
	期 間	目 的	納 付 書 番 号	金 額
第 号				円
※ 処 理 欄				

（注）使用許可書を添付してください。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

(こども未来部 こども未来課)